別記様式第一

（表　面）

写真ちょう付面

第　　号

（職）氏名

年　月　日生

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

第十五条又は第六十五条の四の規定による当該職員の証

年　月　日

厚生労働省（都道府県、市又は特別区）　印

（A列６番）

（裏　面）

第十五条（感染症の発生の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄））

厚生労働大臣は、感染症の発生の状況、動向及び感染症の原因の調査を予防し、又は感染症の発生を予防し、又は感染症の発生の状況及び原因の調査をさせるこのが所見エ染症の患者に対する医療に関する法律（抄）

2　四の類型に厚生労働大臣は、感染症の発生を予防し、又はその蔓延を防止するため緊急で必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似感染症患者若しくは無症状病原体保有者、又は感染症の所見がある者又は感染症の病原体保有者若しくは新型インフルエンザ等感染症若しくは新感染症の所見がある者若しくは感染症の病原体保有者、又は感染症の死体の所有者若しくは管理者その人他に感染症患者、疑似感染症患者若しくは無症状病原体保有者、又は感染症の患者、疑似感染症患者若しくは感染症の患者、三か月類感染症、四類感染症、五類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者、疑似感染症患者若しくは感染症の患者、又は感染症の患者の他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができる。

3　都道府県知事には、次の各号に掲げる者に対し当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めることができる。

一　当該職員による当該検体の採取に応じさせるべきことを求めることができる。

4・5　（略）

6　第三項の規定による必要な調査について準用する。

7　第二項の規定により質問を受け、又は必要な調査を求められた者（次項の規定により質問を受ける特定患者等を除く。）は、当該質問又は必要な調査に協力するよう努めなければならない。

8　都道府県知事は、一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者又は新感染症の所見がある者（以下この項において「特定患者等」という。）に対し正当な理由がない場合において、感染症の発生の予防又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、その特定患者等に対し、当該職員の質問又は調査を行い、又は必要な調査をさせることができる。

9　病状の程度が前項の規定による命令を受けた者は、感染症を公衆にまん延させるおそれがないと認められる場合を除き、感染症にかかった場合の前項の命令は、感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な最小限度のものでなければならない。

10　都道府県知事又は厚生労働大臣は、第八項の命令をする場合には、同時に、当該命令を受ける者に対し、当該命令をする理由その他の厚生労働省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知することが命令をすり通知しなければならない。

11　都道府県知事又は厚生労働大臣は、前項ただし書の場合において、第八項の命令の後相当の期間内に、当該命令を受けた者に対し、前項の理由その他の厚生労働省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。

12　第一項及び第二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

13～15　（略）

16　都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するために必要があると認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、感染症特定病原体等の検査その他の感染症に関する試験研究又は検査を行う機関（以下「感染症試験研究等機関」という。）の職員の派遣その他の協力を求めることができる。

17　（略）

18　第十二項の規定により派遣された職員について準用する。

（注意）

一　この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣（都道府県知事、市長又は特別区長）に届け出ること。

二　当該職員でなくなったときは、厚生労働大臣（都道府県知事、市長又は特別区長）に返還すること。